

社会福祉法人 悠友会
役員報酬及び役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人悠友会の役員の報酬及び役員等の費用弁償に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 この規程で言う役員等とは、理事及び監事並びに評議員をいう。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事会に出席したとき及び評議員会に出席したときは、別表1によりその費用を会議の都度弁償することができる。

2 県外遠隔地から出席する者には、社会福祉悠友会 旅費規程を合わせて支給する。

(理事の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(支給日)

第6条 役員の報酬は、実施日に支払う。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のために出張する場合は、法人旅費規程により旅費を支給することができる。

(適用除外)

第8条 法人の職員を兼務する役員等には、この規程は適用しない。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成 22年 8月 18日から施行する。

この規程は、平成 23年 1月 25日から施行する。

この規則は、平成 24年 4月 1日から施行する。

この規則は、平成 26年 3月 8日から施行する。

別表 1

	費用弁償
理事会出席	1回 5,000 円
評議員会出席	1回 5,000 円

別表 2

理 事	報 酬
週 1 回、1 回半日程度	月額 10,000 円

別表 3

監 事	報 酬
業務監査	
月 1 回半日程度	月額 10,000 円
会計監査	
月 1 回終日程度以上	月額 20,000 円
月 2 回半日程度以上	

注) 上記の報酬には交通費を含むものとする。